

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

u003cbr>

改正案		現 行	
別表第1 (第3条関係) 地区整備計画の区域		別表第1 (第3条関係) 地区整備計画の区域	
名称	区域	名称	区域
1 南芦屋浜地区地区整備計画区域 (平成13年芦屋市告示第46号 決定) (平成14年芦屋市告示第150号 変更) (平成16年芦屋市告示第91号 変更) (平成19年芦屋市告示第107号 変更) (平成22年芦屋市告示第108号 変更) (平成24年芦屋市告示第69号 変更) (平成25年芦屋市告示第113号 変更) (平成26年芦屋市告示第16号 変更) (平成27年芦屋市告示第143号 変更)	都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第120条第1項の規定により告示された阪神間都市計画 (芦屋国際文化住宅都市建設計画) 南芦屋浜地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた地域	1 南芦屋浜地区地区整備計画区域 (平成13年芦屋市告示第46号 決定) (平成14年芦屋市告示第150号 変更) (平成16年芦屋市告示第91号 変更) (平成19年芦屋市告示第107号 変更) (平成22年芦屋市告示第108号 変更) (平成24年芦屋市告示第69号 変更) (平成25年芦屋市告示第113号 変更) (平成26年芦屋市告示第16号 変更)	都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画 (芦屋国際文化住宅都市建設計画) 南芦屋浜地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた地域
2~22 (省略)		2~22 (省略)	
備考 (省略)		備考 (省略)	

改正案				現 行				
別表第2（第4条—第9条関係） 地区計画区域内の制限 1 南芦屋浜地区地区整備計画区域				別表第2（第4条—第9条関係） 地区計画区域内の制限 1 南芦屋浜地区地区整備計画区域				
ア計画地区 の区分	低層住宅地区 ～マリーナ地区	生活利便地区	生活利便地区2	業務・研究地区 ～公共施設地区	ア計画地区 の区分	低層住宅地区 ～マリーナ地区	生活利便地区	業務・研究地区～公共施設地区
イ建築してはならない建築物	(省略)	(省略)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅，寄宿舎又は下宿 (3) 一戸建ての住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (4) 学校（各種学校を除く。），図書館その他これらに類するもの (5) 神社，寺院，教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホーム，老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する	(省略)	イ建築してはならない建築物	(省略)	(省略)	(省略)

改正案					現 行					
			<p>法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。)</p> <p>(8) 診療所又は病院</p> <p>(9) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるもので, その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(10) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(11) 公益上必要な建築物で令第130条の5の4で定めるもの</p> <p>(12) 前各号の建築物に附属するもの (令第130条の5の5で定めるものを除く。)</p>							
ウ・エ	(省略)				ウ・エ	(省略)				
オ	建築物の敷地面積の最低限度	(省略)	(省略)	200平方メートル	(省略)	オ	建築物の敷地面積の最低限度	(省略)	(省略)	(省略)

改正案					現 行			
カ	建築物の外壁等の面から敷地境界線等までの距離	(ア)	(省略)	(省略)	(1) <u>道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離は1.5メートル。ただし、県道芦屋鳴尾浜線に面する部分については、擁壁上部から3.2メートル</u> (2) <u>隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離は1メートル</u>	(省略)	(省略)	(省略)
		(イ)	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。			(イ)	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 (2) 建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。	
キ	建築物の高さの最高限度	(ア)	(省略)	(省略)	(1) <u>15メートル</u> (2) <u>建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4メートル未満の範囲にあっては当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたものとし、真北方向の水平距離が4メートル以上の範囲にあっては当該水平距離から4メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた</u>	(省略)	(省略)	(省略)

改正案						現 行					
				<u>もの</u>							
		(イ) 例 外						(イ) 例 外			
2～22の表 (省略)						2～22の表 (省略)					

1 南芦屋浜地区地区計画 区域図



0 0.25 0.5 km

縮尺 1 : 10,000

■ : 今回変更した区域

凡 例	
	: 地区計画区域
	: 低層住宅地区
	: 中高層住宅地区 1
	: 中高層住宅地区 2
	: 親水住宅地区
	: センター地区
	: マリナー地区
	: 生活利便地区 1
	: 生活利便地区 2
	: 業務・研究地区
	: 公共施設地区